

## 新型コロナウイルス感染症の影響に関し、 セーフティネット保証5号の追加指定を踏まえた対応を実施します ～新たな融資メニューを創設～

国は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響を受ける業種に属する中小企業の業況が悪化していることを踏まえ、資金繰り支援措置として、セーフティネット保証5号の対象業種の追加指定を行うことを決定しました(3月6日(金)から別紙の40業種を新たに指定。)。対象業種に属し、売上高等が減少している中小企業は、市区町村長の認定を受けることで、一般保証とは別枠の保証が利用可能となります。本市では、**セーフティネット保証5号の認定申請は、横浜メディア・ビジネスセンターにて受け付けます。**

また、この認定を取得した方向けの制度融資メニューとして、「**新型コロナウイルス感染症対策特別資金(売上5%以上減少型)**」を創設します。このメニューでは、通常の保証限度額とは**別枠**で、**最大2億8,000万円**の利用が可能となり、信用保証料についても、**横浜市が助成(1/2助成)**を行います。

### 1 セーフティネット保証5号の認定申請受付について

セーフティネット保証5号の対象業種の追加指定に伴う認定申請受付は、3月6日(金)から、下記の認定窓口にて受け付けます。

**※お越しの際は、できる限りマスクを御持参・御着用ください。**

**※窓口が混雑する場合がありますので、事前にお問合せください。**

#### <セーフティネット保証5号に関する認定窓口>

場 所：横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階

電話：045-662-8931 ファックス：045-651-3518

受付時間：平日 午前8時45分～11時 午後1時～4時

※令和2年3月6日時点の情報です。最新の情報はホームページで御確認ください。

#### ※申請手続・必要書類について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/nintei/safety.html#safety5gou>

#### 【参考】セーフティネット保証5号の概要

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(80%保証)を行う制度です。

#### <対象中小企業者(主な認定要件)>

指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。

(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

※時限的な運用緩和として、2月以降で、直近3か月間の売上高等が算出可能となるまでの間は、直近1か月と、その後2か月間の売上高等見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可。

(例)2月の売上高実績+3月、4月の売上高見込み

※セーフティネット保証5号の指定業種について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/nintei/safety.html>

### 2 認定を取得した方向けの融資メニューについて

セーフティネット保証5号の認定を取得した方向けの融資メニューとして、「新型コロナウイルス感染症対策特別資金(売上5%以上減少型)」を創設します。(横浜市信用保証協会にて相談受付中)

#### <「新型コロナウイルス感染症対策特別資金(売上5%以上減少型)」の主な特徴>

◎通常の保証限度額とは「**別枠**」で**最大2億8,000万円**の利用が可能

\*他のセーフティネット保証との合算となります。

◎信用保証料は**横浜市が助成(1/2助成)**

◎**据置期間は制度融資で最長の24か月以内**

※令和2年4月以降の実施については、市会での予算の議決後に確定します。

## ■「新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上5%以上減少型）」の概要

資金名	新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上5%以上減少型）	【参考】新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上20%以上減少型） ※令和2年3月2日（月）創設済	【参考】経済変動対応資金 ※令和2年2月5日（水）拡充済
融 資 対 象 者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、かつ、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく認定（<b>セーフティネット保証5号の認定</b>）を受けた方</p> <p><b>セーフティネット保証5号の主な認定要件</b>  <b>指定業種</b>に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で<b>5%以上減少</b>していること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）            ※時限的な運用緩和として、2月以降で、直近3か月間の売上高等が算出可能となるまでの間は、<b>直近1か月と、その後2か月間の売上高等見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可</b>。            例：2月の売上高実績+3月、4月の売上高見込み</p> <p><b>【5%以上売上減少、業種指定あり】</b></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に関して、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく認定（<b>セーフティネット保証4号の認定</b>）を受けた方</p> <p><b>セーフティネット保証4号の主な認定要件</b>            (1) 指定地域において1年以上継続して事業を行っていること。            (2) 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して<b>20%以上減少</b>しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）</p> <p><b>【20%以上売上減少、業種指定なし】</b></p>	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>1 (略)            2 (略)            3 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の純売上高が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、<b>5%以上減少</b>している方            4 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、<b>5%以上減少</b>している方</p> <p><b>【5%以上売上減少、業種指定なし】</b></p>
資金用途	運転資金・設備資金 (借換えも可)	運転資金・設備資金 (借換えも可)	運転資金・設備資金 (借換えも可)
融 資 限 度 額	<b>2億8,000万円以内（別枠*1）</b>	2億8,000万円以内（別枠*1、*2）	8,000万円以内
融 資 期 間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	10年以内
据 置 期 間	<b>24か月以内</b>	24か月以内	12か月以内
融 資 利 率	1年以内：年0.8%以内 3年以内：年1.2%以内 5年以内：年1.4%以内 10年以内：年1.6%以内 10年超：年2.0%以内	1年以内：年0.8%以内 3年以内：年1.2%以内 5年以内：年1.4%以内 10年以内：年1.6%以内 10年超：年2.0%以内	1年以内：年0.9%以内 3年以内：年1.2%以内 5年以内：年1.4%以内 5年超：年1.6%以内
信用保証料助成等	横浜市が <b>1/2助成</b>	横浜市が全額助成	横浜市が1/4助成 横浜市信用保証協会が0.1%割引 ※助成及び割引は融資額5,000万円分を上限

\*1 通常の保証限度額とは別枠ですが、他のセーフティネット保証との合算となります。

\*2 「売上20%以上減少型」については、資金用途が借換えの場合、信用保証制度上の制約により、別枠とならない場合があります。この場合、セーフティネット保証4号の認定書の提出に代わり、本市所定様式の提出が必要となります。

\*3 「経済変動対応資金」については、令和2年2月5日に拡充した部分のみを記載しています。

## ■融資のお申込み先（「新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上5%以上減少型）」）

下記、制度融資の取扱金融機関へお申込みください。（「新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上5%以上減少型）」については、申込みにあたりセーフティネット保証5号の認定を取得する必要があります。）

銀 行	みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、横浜、群馬、きらぼし、第四、山梨中央、北陸、静岡、スルガ、阿波、三井住友信託、神奈川、東日本、東京スター、大光、静岡中央
信 用 金 庫	横浜、かながわ、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷
政府系金融機関	商工組合中央金庫

※令和2年3月6日時点

## ■お問合せ先

セーフティネット保証5号の認定について	経済局金融課 相談認定係 (Tel) <b>045-662-8931</b>
「新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上5%以上減少型）」について	経済局金融課 金融係 (Tel) <b>045-671-2592</b>

## お問合せ先

横浜市 経済局金融課長 長谷川 政男 Tel 045-671-2586

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。

セーフティネット保証5号の指定業種の追加  
(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和2年3月6日～令和2年3月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。  
※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成25年10月改定)細 分類番号	指定業種名
1	0996	そう(惣)菜製造業
2	0997	すし・弁当・調理パン製造業
3	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
4	5895	料理品小売業
5	6099	他に分類されないその他の小売業
6	7511	旅館, ホテル
7	7521	簡易宿所
8	7592	リゾートクラブ
9	7599	他に分類されない宿泊業
10	7611	食堂, レストラン(専門料理店を除く)
11	7621	日本料理店
12	7622	料亭
13	7623	中華料理店
14	7624	ラーメン店
15	7625	焼肉店
16	7629	その他の専門料理店
17	7631	そば・うどん店
18	7641	すし店
19	7651	酒場, ビヤホール
20	7661	バー, キャバレー, ナイトクラブ
21	7671	喫茶店
22	7691	ハンバーガー店
23	7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
24	7699	他に分類されない飲食店
25	7711	持ち帰り飲食サービス業
26	7721	配達飲食サービス業
27	7892	エステティック業
28	7893	リラクゼーション業(手技を用いるもの)
29	7912	旅行業者代理業
30	8021	劇場
31	8022	興行場
32	8023	劇団
33	8024	楽団、舞踏団
34	8025	演芸・スポーツ等興行団
35	8045	ボウリング場
36	8048	フィットネスクラブ
37	8052	遊園地(テーマパークを除く)
38	8053	テーマパーク
39	8091	ダンスホール
40	8231	学習塾